

災害が多い時期は、訪問販売によるリフォーム工事トラブルが増加します

地震、大雨、台風などの災害に便乗して、悪質な訪問販売業者がリフォーム工事を契約させる手口が後を絶ちません。高齢者宅を訪問したら足場が組んである、契約書があった、といった場合には、「工事されるのですか?」「どんな工事ですか?」などと話を聞いてみてください。

<事例1>

「近所の工事のあいさつに来た」と業者が訪ねてきた。無料で点検してもらったら、「屋根瓦がずれていてこのままでは大変なことになる」と写真を見せられた。放っておけないと思って契約してしまったが、家族に反対されたのでやめたい。

▶詳しい事例はこちら→ <https://www.seikatsu.city.nagoya.jp/soudan/article/32>

<事例2>

他県で起こった地震の後、訪ねてきた業者から「保険を使えば負担なく修理できる」と言われ、契約してしまった。業者に保険の申請をしてもらったら、保険金はおりたが申請手続きの費用を支払うことになり工事に充てるお金が少なくなってしまった。

▶詳しい事例はこちら→ <https://www.seikatsu.city.nagoya.jp/soudan/article/68>

訪問販売で契約した場合、契約書を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフできます。工事が始まってもクーリング・オフできます。また、クーリング・オフ期間を過ぎていても救済できることもありますので、被害に気付いたら消費生活センターへのご相談をお勧めください。

早めに気づくことが被害を最小限にとどめる第一歩です。当事者からご相談いただくことが基本ですが、ご家族や高齢者を見守る方からのお問い合わせにも応じています。

◆この記事についてのお問い合わせ◆

名古屋市消費生活センター（啓発担当）Tel.052-222-9679

◆個別のご相談は◆

名古屋市消費生活センター Tel.052-222-9671 月～土曜日(祝休日・年末年始を除く)9:00～16:15

消費者ホットライン 局番なしの188(いやや!) 年末年始を除く毎日 お近くの窓口につながります